◎高度専門医療に関する研究等を行う

独立行政法人に関する法律

(平成二〇年一二月一九日法律第九三号)

提案理由(平成二〇年五月九日・衆議院厚生労働委員)

その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 する研究等を行う独立行政法人に関する法律案につきまして、 ○舛添国務大臣 ただいま議題となりました高度専門医療に関

ター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされ 療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センター たところであります。 は独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療セン 国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医 る法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関す

行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律 目的、業務等

あります。 に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第で 以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げま

度かつ専門的な医療等の向上を図ることを目的とし、医療等に る医療の提供等の業務を行うこととしております。また、各法 関する調査研究及び技術の開発、これらの業務に密接に関連す として、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患に関する高 び独立行政法人国立長寿医療研究センターとし、国の医療政策 医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及 法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際 センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、 第一に、各法人の名称をそれぞれ独立行政法人国立がん研究 独立行政

人の役職員の身分を非公務員としております。

法人が国から承継する固定資産等の価額から負債の価額等を差 し引いた額としております。 第二に、各法人の資本金は全額政府出資とし、その額は、各

置き、その定数等を定めることとしております。 第三に、各法人の役員については、理事長、監事及び理事を

るとともに、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、 第四に、各法人は、 長期借入金や債券発行ができることとす

これらに係る債務を保証できることとしております。

の実施を求めることができることとしております。 生等の緊急の事態に対処するため、各法人に対し、必要な業務 影響のある特定の疾患等に関する公衆衛生上の重大な危害の発 第五に、厚生労働大臣は、災害の発生、国民の健康に重大な

ております。 債については、 このほか、国立高度専門医療センター特別会計の資産及び負 一定のものを除き、各法人が承継することとし

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年

とすること、

四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申

し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年一一月二一日)

働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 る研究等を行う独立行政法人に関する法律案について、厚生労 ○田村憲久君 本案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推 ただいま議題となりました高度専門医療に関す

> め、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、 高度専門医療センターをそれぞれ独立行政法人に移行させるた 進に関する法律等を踏まえ、国立がんセンター等の六つの国立 第一に、独立行政法人国立がん研究センター等六つの独立行

患について、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に 密接に関連する医療の提供、技術者の研修等の業務を行うもの 第二に、各法人は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾 政法人を設置するものとすること、

ことができるものとすること ある特定の疾患の発生等の緊急の事態に対処するため必要があ ると認めるときは、各法人に対し、 第三に、厚生労働大臣は、災害、国民の健康に重大な影響の 必要な業務の実施を求める

等であります。

たものであります。 本案は、第百六十九回国会に提出され、継続審査となってい

するとともに、法施行後三年以内に、研究及び開発を行う他の 研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の配慮を ラブ及び公明党より、国立高度専門医療研究センターの調査 後、質疑に入り、質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属々 今国会においては、本日提案理由の説明の聴取を省略した

案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべた。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原ことを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しまし独立行政法人の見直し等の状況を踏まえ、必要な措置を講ずる

以上、御報告申し上げます。なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。

きものと決した次第であります。

○委員会修正の提案理由(平成二○年一一月二一日)

党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する修正関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案に対する修正

ものとすること。

の配慮をするものとすること。の調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上の調査、研究等を行う能力の強化等を図るため、必要な財政上

させることの適否を含めた検討を加え、必要な措置を講ずるも究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法第二に、政府は、法施行後三年以内に、その業務として研究

のとすること。

可とで委員各立の卸賛司をお願い申しと以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべき政府及び独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、本○附帯決議(平成二○年一一月二一日)

に当たっては研究開発法人制度についての検討も併せて行う立行政法人制度との整合性についての検討を行い、その検討一善政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独

ること。 一、政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターへの移行について、その進捗状況、課題などを明らかにし、新法

び要な告責と書げること。である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようである研究・診療の維持・拡充の妨げとなることのないようである研究・診療の維持・拡充の妨けとなると、利法人の表別債務をそれぞれの新法人が引き継ぐこととなると、の時は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターに関ニー政府は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターに関ニースをは当ります。

必要な措置を講ずること。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

兀

独立行政法人国立高度専門医療研究センターは、厚生労働

立までに十分な準備を行うこと。 り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設り方について、現場の視点から綿密な検討を行い、新法人設ちた。真に資する事業計画策定や的確かつ迅速な意思決定等ができるよう、新法人が、その本来目的である研究・診療の省の支援の下、新法人が、その本来目的である研究・診療の

Ξ.

じて財政的支援を含め所要の措置を講ずること。況を勘案し、国はその存否についても検討を行い、必要に応とともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状との場がに果たすことができるよう、その機能の強化を図る

立行政法人国立長寿医療研究センターは、その求められた役

す。

独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院及び独

二、参議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年一二月一二日)

承知願います。

す。 ○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革

め、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するた国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究セン行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立

なお、衆議院において、国による必要な財政上の配慮、法するものであります。

行後三年以内の検討規定を追加する等の修正が行われておりま

等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御医療研究センターの役割、医師、看護師等の人材確保の必要性運営費交付金等財政面での配慮の必要性、今後の国立高度専門委員会におきましては、独立行政法人化する趣旨及び効果、

た。 高みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられましして小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福して小池見委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福

以上、御報告申し上げます。なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

おり可決すべきものと決定いたしました。

討論を終局し、

採決の結果、

本法律案は多数をもって原案ど

○附帯決議(平成二○年一二月九日)

を講ずるべきである。 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置

ること。 ては研究開発法人制度についての検討も併せて行うものとす 人制度との整合性についての検討を行い、その検討に当たっ 一、独立行政法人国立高度専門医療研究センターと独立行政法

立金の取扱い及び人件費削減に係る規定の運用に対する配慮で、独立行政法人国立高度専門医療研究センターの適切かつ安定的な運営及び研究開発の推進のため、国立高度専門医療研究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ究センターに関わる長期債務をそれぞれの新法人が引き継ぐ場合には、その利払いや返済金の過大な負担により、新法人の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなること。の本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることの本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることの本来目的である研究・診療の維持・拡充の妨げとなることの本来目的である研究・診療の維持・拡充の強力を関するとともに、運営費が発生の方法という。

人選に当たっては、患者の声を代表する者、医療技術に関し省に設置される政策評価・独立行政法人評価委員会の委員の、厚生労働省に設置される独立行政法人評価委員会及び総務

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

その他必要な措置を講ずること。

ること。 究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮す究センターの業務の実績を適切に評価できるよう十分配慮すにより、これらの委員会が独立行政法人国立高度専門医療研て学術経験を有する者を選定するなど幅広い人選を行うこと

る研究や医療の推進が図られるよう、一層の必要な措置を講どの難病やHIV/AIDSなどを始めとする感染症に関す因が不明であったり、治療法が確立されていない特定疾患な五、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおいて、原

ずること。

割を果たすことができるよう、優秀な人材確保のための措置ともに、国立高度専門医療研究センターとして求められる役師、看護師等医療従事者の労働条件について十分配慮すると六、独立行政法人国立高度専門医療研究センターにおける医

を講ずること。

では、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県 と、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、その本来 の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。 の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネットワークの更なる充実に取り組むこと。 の中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネッとの中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療ネッとの中核的な医療機関等との密接な連携の下に、政策医療系ッと、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが、都道府県

援すること。 体制、人事、財務等の在り方について、現場の視点から綿密

大独立行政法人国立国際医療研究センターが、その求められた役立行政法人国立長寿医療研究センターが、その求められた役割を適切に果たすことができるよう、その機能の強化を図るともに、その業務の実績や社会的な評価を含む法の実施状況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて況を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じて別を勘案し、その存否についても検討を行い、必要に応じている。

右決議する。